

道路法第24条の2の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例（平成8年条例第25号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○道路法第24条の2の規定に基づき駐車料金を徴収する 自動車駐車場に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成8年9月30日 条例第25号</p> <p>（駐車料金の額）</p> <p>第3条 駐車料金の額は、1回につき駐車開始から30分を経過した後の 駐車時間30分までごとに150円とする。ただし、1回の駐車に係る 1日（午前0時から翌日の午前0時までをいう。）の駐車料金の額が7 50円を超える場合における当該超える日については、750円を上限 とする。</p> <p>2 市長は、駐車場の使用について回数駐車券及び駐車料金の支払いのため に使用することができるものとして電磁的方法により記録されている 金額に応ずる対価を得て発行する証票であって未使用残高が当該方法 により記録されるもの（以下「回数駐車券等」という。）を発行する ことができるものとし、回数駐車券等の額は、前項に定める駐車料金の 額の100分の80から100分の100までの範囲内になるように 規則で定める。</p> <p>3 市長は、駐車場の使用について有効期間を1か月とする定期駐車券を 発行することができるものとし、定期駐車券の額は、21,340円と する。</p>	<p>○道路法第24条の2の規定に基づき駐車料金を徴収する 自動車駐車場に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成8年9月30日 条例第25号</p> <p>（駐車料金の額）</p> <p>第3条 駐車料金の額は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 市長は、駐車場の使用について回数駐車券及び駐車料金の支払のため に使用することができるものとして電磁的方法により記録されている 金額に応ずる対価を得て発行する証票であって未使用残高が当該方法 により記録されるもの（以下「回数駐車券等」という。）を発行する ことができるものとし、回数駐車券等の額は、別表第1に定める駐車料金の 額の100分の80から100分の100までの範囲内になるよう に規則で定める。</p> <p>3 市長は、駐車場の使用について定期駐車券を発行することができるも のとし、定期駐車券の有効期間及び額は、別表第2のとおりとする。</p>

4 市長は、駐車場の屋上部分に限る使用について有効期間を1か月とする屋上定期駐車券を発行することができるものとし、屋上定期駐車券の額は、15,710円とする。

5 市長は、午後6時から翌日の午前8時までの夜間に限る駐車場の使用について有効期間を1か月とする夜間定期駐車券を発行することができるものとし、夜間定期駐車券の額は、8,140円とする。

6 市長は、駐車開始の時から翌日の午前0時までの間の駐車場の使用（公共交通機関（市長が適当と認める路線に限る。）への乗り継ぎのための使用に限る。）についてパークアンドライド1日駐車券を発行することができるものとし、パークアンドライド1日駐車券の額は、500円とする。

（平9条例51・平26条例22・平27条例38・平31条例21・一部改正）

附 則（平成31年3月25日条例第21号）抄

（施行期日）

第1条 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（道路法第24条の2の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第30条 第29条の規定による改正後の道路法第24条の2の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例第3条第3項から第5項までの規定は、施行日以後に発行する定期駐車券、屋上定期駐車券又は夜間定期駐車券に係る駐車料金について適用する。

4 市長は、駐車場の屋上部分に限る使用について屋上定期駐車券を発行することができるものとし、屋上定期駐車券の有効期間及び額は、別表第2のとおりとする。

5 市長は、午後6時から翌日の午前8時までの夜間に限る駐車場の使用について夜間定期駐車券を発行することができるものとし、夜間定期駐車券の有効期間及び額は、別表第2のとおりとする。

6 市長は、駐車開始の時から翌日の午前0時までの間の駐車場の使用（公共交通機関（市長が適当と認める路線に限る。）への乗り継ぎのための使用に限る。）についてパークアンドライド1日駐車券を発行することができるものとし、パークアンドライド1日駐車券の額は、500円とする。

（平9条例51・平26条例22・平27条例38・平31条例21・一部改正）

附 則（平成31年3月25日条例第21号）抄

（施行期日）

第1条 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（道路法第24条の2の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第30条 第29条の規定による改正後の道路法第24条の2の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例第3条第3項から第5項までの規定は、施行日以後に発行する定期駐車券、屋上定期駐車券又は夜間定期駐車券に係る駐車料金について適用する。

附 則

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に駐車場に駐車を開始した者が施行日以後に当該自動車を駐車場から出車させる場合において支払わなければならない駐車料金については、改正後の別表第1の規定により算出した額とする。
- 3 改正後の第3条及び別表第2の規定に基づく定期駐車券、屋上定期駐車券及び夜間定期駐車券の発売その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

別表第1（第3条関係）

駐車時間の区分	駐車料金の額
駐車開始から30分を経過するまで	無料
駐車開始から30分を経過した後駐車開始から24時間が経過するまで	駐車時間30分までごとに150円。ただし、1回の駐車に係る駐車料金の額が750円を超えるときは、750円とする。

備考 1回の駐車時間が24時間を超えるときは、この表に定める額に、24時間を超える駐車時間30分までごとに150円を加算する。ただし、加算する額の合計額は、駐車時間24時間までごとに750円を上限とする。

別表第2 (第3条関係)

種類	有効期間	金額
定期駐車券	1か月	21,340円
	3か月	64,020円
	6か月	128,040円
屋上定期駐車券	1か月	15,710円
	3か月	47,130円
	6か月	94,260円
夜間定期駐車券	1か月	8,140円
	3か月	24,420円
	6か月	48,840円